

流山市地域子育て支援拠点事業運営業務委託

(東深井周辺地域 その2) 公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化するなかで、家庭や地域における子育て機能の低下、保護者の子育てに対する孤独感・不安感の増大といった様々な問題が生じている。

現在の流山市（以下「委託者」という。）では、保育所に併設して地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）を設置しているが、保護者がより利用しやすい形態として、今後は、保育所に併設する形態ではなく、商店街の空き店舗等を活用し、地域子育て支援拠点事業に加え、利用者支援事業及び一時預かり事業を一体的に実施する。

本事業は、障害児や多胎児のいる家庭など、配慮が必要な家庭への対応を含め、子育て親子の交流の場や気軽に相談ができる場を提供することで、子育て家庭の困り感の深刻化・複雑化の軽減及び虐待の未然防止を図ることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託名称 流山市地域子育て支援拠点事業運営業務委託（東深井周辺地域 その2）
- (2) 事業場所 流山市東深井周辺地域
- (3) 業務内容 別紙「流山市地域子育て支援拠点事業（東深井周辺地域 その2）事業運営仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 令和8年12月1日から令和9年3月31日まで（予定）
- (5) 開設日 令和9年1月下旬（予定）

3 契約方法

「流山市地域子育て支援拠点事業運営業務委託 事業者選考委員会運営要領」（以下、選考委員会）において、応募書類、事業者ヒアリング及びプレゼンテーション等の内容により、「流山市地域子育て支援拠点事業 運営業務委託事業者選考委員会評価基準」に基づいて審査・採点し、最も審査点数が高い者を優先交渉事業者として選定する。

※ただし、審査の結果、審査基礎点の6割に満たない場合は、応募者が1者であっても、優先交渉事業者として選考しないものとする。

4 委託上限額（準備期間も含む）

本業務に係る委託費は、10,641,000円（非課税）を上限とする。なお、各業務に係る内訳は、以下のとおり。

(1) 地域子育て支援拠点事業	3,275,000円
(2) 利用者支援事業	1,997,000円
(3) 一時預かり事業	769,000円
(4) 改修費・礼金等	4,600,000円

- ※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務の予算規模を示したものである。
- ※契約金額は、受託者からの提案内容に基づき、改めて定めることとする。
- ※事業費の算出にあたっては、人件費のほか、通勤手当、社会保険料等の事業者負担分が含まれることを、留意すること。

5 応募資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、申込書が受理された場合であっても、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合は要件を満たすまで有資格者としては扱わないこととする。

(1) 次に掲げるいずれかに該当する法人であること。

- ア 保育所の運営及び子育て支援活動の実績を有する社会福祉法人
- イ 幼稚園及び認定こども園を運営する学校法人
- ウ 子育て支援活動の活動実績を有する特定非営利活動(NPO)法人
- エ その他、子育て支援に関する活動を2年以上行っている団体等

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しないこと。

- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされているもの(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)
- イ 民事再生法による再生手続開始の申立てをしたもの。
- ウ 法人税等を完納していないもの。
- エ 本人又は団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行うもの。

6 スケジュール

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年8月27日 |
| (2) 質問書の受付期間 | 令和8年8月27日から令和8年9月11日まで |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和8年8月27日から令和8年9月18日まで |
| (4) 参加申込書受付締切 | 令和8年10月2日 |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和8年10月9日 |
| (6) 提案書等の提出締切 | 令和8年10月21日 |
| (7) 選考委員会 | 令和8年11月4日 |
| (8) 選考結果通知 | 令和8年11月11日 |
| (9) 契約締結 | 令和8年11月下旬 |

※各実施日については、事務上の都合により変更となる場合がある。

7 質問の受付について

- (1) 質問方法 質問書(第1号様式)に必要事項を記入の上、受託者宛に電子メールで提出すること。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問につ

いて（事業者名）」とし、電子メール送信後は委託者に電話で送信確認を
 すること。

（２）提出先 kosodate@city.nagareyama.chiba.jp

（３）回答方法 回答は全ての質問をとりまとめたうえで、令和８年９月１８日午後４時
 までに流山市ホームページへの掲載により行うものとする。ただし、質
 問の内容が企画提案書等の作成作業を進める上で、大きな影響を及ぼす
 と判断されるものは募集期間内に随時流山市ホームページへ回答を掲載
 する。

８ 参加申し込み方法について

第２号様式の参加申込書に押印の上、必要書類を添付し、令和８年１０月２日午後４時３０分
 までに、こども未来課へ持参または郵送で提出。（※郵送の場合は令和８年１０月２日必着）

９ 提案書等について

下記書類を紙媒体で令和８年１０月２１日午後４時３０分までにこども未来課窓口を持
 参すること。

番号	提出物	提出上の注意
１	企画提案書（第４号様式）	本要領及び仕様書等に基づき、様式の項目に則って作成すること。
２	本事業の予定構成員一覧 （任意様式）	氏名、年齢、資格（保育士、幼稚園教諭等のほか、子育て支援員研修の修了者も記載）、常勤・非常勤の別等について、 <u>事業ごとに記載すること。また、本業務と同種・類似する業務に従事経験がある者については、業務名と従事した年数を併せて記載すること。</u> （例：〇〇市で利用者支援業務に３年間従事経験有り、など）
３	本事業実施に係る見積書 及び内訳（任意様式）	作成にあたっては以下の項目について、記載すること。 ① 地域子育て支援拠点事業 人件費、交通費、事業費（講座等にかかる費用）、研修費、雑費（電話使用料金、消耗品費、印刷費、保険料等）、その他（衛生費等）、備品費、事務手数料（全事業費の５％程度） ② 利用者支援事業 人件費、交通費、研修費、通信費（公衆無線ＬＡＮの整備に要する費用）、事務手数料（全事業費の５％程度） ③ 一時預かり事業 人件費、交通費、研修費、通信費（公衆無線ＬＡＮの整備に要する費用）、事務手数料（全事業費の５％程度）
４	業務実績書（第５号様式）	
５	資金計画（任意様式）	本事業の２か月分
６	位置図・レイアウト図	施設内の各居室の広さが分かる図面、写真

○ 提出部数

正本1部 副本7部

○ 留意点

用紙サイズはA4に統一し、目次をつけて一部ずつファイルに左綴じし、インデックスに書類番号を記載（目次の番号と合わせる）こと。のうえ、該当する書類に貼付すること。なお、企画提案書については一事業者一点までとし、提出締切までの差し替えは可とする。

10 プレゼンテーション

提出された参加申込書をもとに、資格審査を行い、参加を認める事業者には、別途プレゼンテーション実施に係る通知を送付する。

(1) 日時、場所等の詳細は、別途連絡するものとする。

(2) 1事業者当たりの所要時間はおおむね40分（説明10分、質疑30分）とし、企画の内容や特色について、企画提案書に沿って具体的に説明すること。

(3) プレゼンテーションに参加できる人数は、一事業者あたり3人以下とする。

(4) パワーポイント等を使用する場合は、スクリーン及びプロジェクターを用意するため、事前にこども未来課へ連絡すること。また、機材トラブル等により、PCを使用できない場合に備え、紙ベースのスライド資料を、必ず持参すること。

なお、パワーポイント等の設定時間については、説明時間には含めないこととする。

(5) 当日の追加資料の提出は不可とする。

11 審査結果の通知方法

審査結果は、全ての参加者に対し、文書で通知する。

12 プロポーザルへの参加費用

企画提案書の作成、郵送料等、本件に係る全ての費用は提案者の負担とする。

13 失格事項

(1) この要領に定める手続以外の方法により、本市の職員及び市関係者にプロポーザルに対する援助を求めた場合

(2) 提出された見積額が、執行限度額を超過している場合

(3) 提出方法及び提出期限に適合しない場合

(4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合

(5) 虚偽の内容が記載されていることが判明した場合

(6) 「5 応募資格」に定めた要件を満たしていないと判断した場合

(7) 選考期間中に、選考委員会の委員と接触等した場合

14 その他留意事項

(1) 提出された全ての書類は返却不可。

(2) 本プロポーザルにて知り得た情報については、本プロポーザル以外の目的での使用を固く禁止する。

- (3) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、すみやかに委託者へ連絡すること。
- (4) 事業計画の中止や選定されなかったことによる一切の損害等について、委託者は責任を負わないものとする。
- (5) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、委託者がプロポーザルの審査及び議会等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を無断、無償で行うこととする。
- (6) 本事業の実施にあたっては、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」、「利用者支援事業実施要綱」及び「一時預かり事業実施要綱」を遵守するものとする。
- (7) 審査の結果、受託候補者として特定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、事前に委託内容の仕様について協議の上、内容の訂正・追加・削除を行い、仕様確定後、同者と随意契約を行う。そのため、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。

1 5 問合せ先

流山市 こども未来部 こども未来課（市役所第二庁舎2階）

担 当：子育て支援係

TEL：04-7150-6082 FAX：04-7158-6696

メール：kosodate@city.nagareyama.chiba.jp